

重 要 事 項 説 明 書

1 事業者の概要

名 称	社会福祉法人ハッピーネット
法 人 種 別	社会福祉法人
代 表 者 氏 名	理事長 伏見広一
本 社 所 在 地 (連 絡 先)	埼玉県さいたま市桜区南元宿 2 丁目 6 - 2 2 0 4 8 - 7 6 7 - 3 8 2 2
法人設立年月日	2 0 0 2 年 1 月 4 日

2 事業所の概要

名 称	ゆめの園みらいず初雁 放課後等デイサービス
事 業 の 種 類	放課後等デイサービス
事 業 所 番 号	1 1 5 0 4 0 0 7 5 0 号 (2 0 2 1 年 4 月 1 日指定)
所 在 地	埼玉県川越市大字松郷 7 0 5 番 1
連 絡 先	電話：0 4 9 - 2 9 8 - 7 1 7 0 F A X：0 4 9 - 2 9 8 - 7 1 8 0
利 用 定 員	1 0 名
主たる対象者	特定なし
営 業 日 ・ 営 業 時 間	【営業日】 月曜日～日曜日 (1 2 月 3 1 日～1 月 3 日を除く) 【営業時間・サービス提供時間】 月～金 (学校終了後) 1 4 : 0 0 ～ 1 7 : 3 0 月～金 (短縮授業時) 1 1 : 0 0 ～ 1 7 : 3 0 土、日、祝日、学校休校日 9 : 3 0 ～ 1 5 : 3 0
事業所の通常の 事業実施地域	川越市 (※その他の地域は相談に応じます)
事 業 の 目 的 及 び 運 営 方 針	【事業の目的】 適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、児童発達支援及び放課後等デイサービス (以下、「通所支援」という。) の円滑な運営管理を図るとともに、障害児の意思及び人格を尊重し、適切な通所支援を提供することを目的とする。 【運営方針】 (1) 児童発達支援 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う

	ものとする。 (2) 放課後等デイサービス 事業所は、学校教育法に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。 2 通所支援の実施に当たっては、障害児又は障害児の保護者の必要なときに必要な通所支援の提供ができるよう努めるものとする。 3 通所支援の実施に当たっては、県及び関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 4 前3項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和元年川越市条例第35号。以下「市条例」という。）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。
第三者評価 実施状況	実施の有・無 2025年度実施予定
ガイドラインに 基づく自己評価 の実施	実施状況：年に1回以上実施（毎年度1月に実施します） 公表の方法：事業所のホームページに掲載します 【UR： http://www.happynet.or.jp 】

3 事業所の職員体制について

(1) 職員体制

(2025年 4月 1日時点)

職 種	合計員数	備考
管 理 者	1名	従業者及び業務の一元的管理及び指揮命令
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1名	通所支援計画の作成及び従業者等に対する技術指導等のサービス内容の管理
児 童 指 導 員 保 育 士 そ の 他 指 導 員	7名	通所支援計画に基づき利用児童及び利用児童の保護者に対し適切な指導等

※ 川越市条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがあります。

(2) 勤務体制

職 種	勤 務 体 系
管 理 者	8:30～17:30、10:00～19:00、11:00～20:00
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	8:30～17:30、10:00～19:00、11:00～20:00

児 童 指 導 員 保 育 士 そ の 他 指 導 員	8:30～17:30、10:00～19:00、11:00～20:00
-----------------------------------	------------------------------------

4 事業所の設備等の概要

設 備 の 種 類	部 屋 数	備 考
指 導 訓 練 室	1 室	33.32 m ²
相 談 室	1 室	12.14 m ²
ト イ レ	1 室	6.09 m ²

※川越市条例で定める設備基準を遵守しています。

5 提供するサービスの内容

サービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は当事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という）の同意をいただきます。計画は少なくとも6か月に1回以上見直し、必要に応じて変更を行います。なお、作成した「個別支援計画」は保護者に交付します。

サービスの種類	サ ー ビ ス の 内 容
個 別 支 援 計 画 の 作 成	利用児童及び保護者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した個別支援計画を作成します。
日 常 生 活 訓 練	日常生活動作、歩行、音楽活動等の日課を通して、日常生活にかかわる訓練を行ないます。
創 作 的 活 動	絵画、工作等を行います。
相 談 業 務	利用児童及びその保護者が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
介 護 サ ー ビ ス	利用児童の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行ないます。
送 迎 サ ー ビ ス	希望により利用児童の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行ないます。(通常の事業の実施地域のみ)
訪 問 支 援	常時サービスを利用している利用児童が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用がなかった場合は、あらかじめ利用児童の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。(訪問支援は月2回を限度とします。)
健 康 管 理	日常生活上必要なバイタルチェックや服薬補助その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

6 利用料金

(1) 障害児通所給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によります。通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

利用者負担額として児童の保護者等から徴収した額以外については、各市町村から代理受領するものとします。(※負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。)

※ 障害児通所給付費について事業者が代理受領を行わない(通所給付決定保護者が償還払いを希望する)場合は、障害児通所給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に障害児通所給付費の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

① 基本サービス単位数表(川越市の1単位の単価は10.36)

	対象児		利用定員	単位数	利用料	利用者負担額
児童発達支援 (児童発達支援センター以外)	主に未就学児(重症心身障害児を除く)に提供を行う場合 医療的ケア児以外の場合	区分Ⅰ (30分以上1時間30分以下)	10人以下	901/日	9,334円/日	933円
		区分Ⅱ (1時間30分超3時間以下)	10人以下	928/日	9,614円/日	961円
		区分Ⅲ (3時間超5時間以下)	10人以下	980/日	10,152円/日	1,015円
	未就学児(重症心身障害児を除く)以外に提供を行う場合 医療的ケア児以外の場合	区分Ⅰ (30分以上1時間30分以下)	10人以下	781/日	8,091円/日	809円
		区分Ⅱ (1時間30分超3時間以下)	10人以下	804/日	8,329円/日	832円
		区分Ⅲ (3時間超5時間以下)	10人以下	849/日	8,795円/日	879円

		以下)				
放課後等 デイサービス	障 害 児 (重症心 身障害児 を除く) に提供を 行う場合 医療的ケ ア児以外 の場合	区分Ⅰ (30分以 上 1 時間 30 分 以 下)	10 人以下	574/日	5,946 円/日	594 円
		区分Ⅱ (1 時間 30 分超 3 時 間 以 下)	10 人以下	609/日	6,309 円/日	630 円
		区分Ⅲ (3 時間 超 5 時間 以下)	10 人以下	666/日	6,899 円/日	689 円

② 加算単位数

下記に該当する場合は、①の基本単位数に加算を算定します。

加算の種類	条件	利用定員	単位数	利用料	利用者負担額
児童指導員等加配 加算 ※定員 10 名以下の 場合 医療的ケア児以外 の場合	規準を上回る数の児 童指導員等を 1 人 以上配置している場合 に算定	その他の従業員	90/日	932 円/日	93 円
		常勤換算・経験 5 年未満	107/日	1,108 円/日	110 円
		常勤換算・経験 5 年以上	123/日	1,274 円/日	127 円
		常勤専従・経験 5 年未満	152/日	1,574 円/日	157 円
		常勤専従・経験 5 年以上	187/日	1,937 円/日	193 円
専門的支援体制加 算	基準の人員に加えて理学療法士等を常勤 換算で 1 名以上配置している場合に算定		123/日	1,274 円/日	127 円
専門的支援実施加 算	理学療法士等により、個別・集中的な専 門的支援を計画的に行った場合に算定 利用日数等に応じて月 2 回から最大月 6 回を限度		150/日	1,554 円/日	155 円
関係機関連携加算 (Ⅰ)	保育所や学校等との個別支援計画に関す る会議を開催し、連携して個別支援計画 を作成等した場合に算定 月 1 回を限度		250/回	2,590 円/回	259 円
関係機関連携加算 (Ⅱ)	保育所や学校等との会議等により情報伝 達を行った場合に算定 月 1 回を限度		200/回	2,072 円/回	207 円

関係機関連携加算 (Ⅲ)	児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合に算定 月 1 回を限度	150/回	1,554 円/回	155 円
関係機関連携加算 (Ⅳ)	就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合に算定 1 回を限度	200/回	2,072 円/回	207 円
事業所間連携加算 (Ⅰ)	セルフプランで障害児支援の複数事業所を併用する障害児について、中核となる事業所として、会議等を開催する等により、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携を行った場合に算定 場合に月 1 回を限度	500/回	5,180 円/回	518 円
事業所間連携加算 (Ⅱ)	連携する事業所として、事業所間連携加算(Ⅰ)の会議に参画するとともに、その情報を事業所内で共有・必要時に個別支援計画の見直しを行う等で支援に反映させた場合に算定 月 1 回を限度	150/回	1,554 円/回	155 円
強度行動障害児支援加算	児童発達支援は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を終了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準 20 点以上)に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に算定	200/日 (加算開始から 90 日以内の期間 は+500/日)	2,072/回 (7,252/回)	207 円 (725 円)
強度行動障害児支援加算(Ⅰ)	放課後等デイサービスは強度行動障害支援者研修(実践研修)を終了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準 20 点以上)に対して支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に算定	200/日 (加算開始から 90 日以内の期間 は+500/日)	2,072 円/日 (7,252/回)	207 円 (725 円)
強度行動障害児支援加算(Ⅱ)	放課後等デイサービス強度行動障害支援者養成研修(中核的人材養成研修)を終了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準 30 点以上)に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に算定	250/日 (加算開始から 90 日以内の期間 は+500/日)	2,590 円/日 (7,770/回)	259 円 (770 円)
個別サポート加算 (Ⅰ)	児童発達支援は重症心身障害児等、著しく重度の障害児を受け入れた場合に算定	120/日	1,243 円/日	124 円
	放課後等デイサービスはケアニーズの高い障害児に対して支援を行った場合に算定	90/日	932 円/日	93 円

	放課後等デイサービスはケアニーズの高い障害児に対して強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者を配置し支援を行った場合、又は重度の障害児に対して支援を行った場合に算定		120/日	1,243 円/日	124 円
個別サポート加算（Ⅱ）	要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所やこども家庭センター等と連携（支援の状況等を6月に1回以上共有）し支援を行った場合に算定		150/日	1,554 円/日	155 円
個別サポート加算（Ⅲ）	放課後等デイサービスは不登校の状態にある障害児に対して、学校との連携の下家族への相談援助等を含め支援を行った場合に算定		70/日	725 円/日	72 円
家族支援加算（Ⅰ）	入所児童の家族（きょうだいを含む）に対して個別に相談援助等を行った場合に、算定 月4回を限度	オンライン	80/回	828 円/回	82 円
		事業所内で対面	100/回	1,036 円/回	103 円
		居宅訪問・1時間未満	200/回	2,072 円/回	207 円
		居宅訪問・1時間以上	300/回	3,108 円/回	310 円
家族支援加算（Ⅱ）	入所児童の家族（きょうだいを含む）に対してグループでの相談援助等を行った場合に算定	オンライン	60/回	621 円/回	62 円
		事業所等で対面	80/回	828 円/回	82 円
子育てサポート加算	保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助を行った場合に算定 月4回を限度		80/回	828 円/回	828 円
延長支援加算	一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、計画的に提供を行う場合に算定 重症心身障害児・医療的ケア児以外の場合	延長30分以上1時間未満 延長時間が計画よりも短くなった場合に限る	61/日	631 円/日	63 円
		延長1時間以上2時間未満	92/日	953 円/日	95 円
		延長2時間以上	123/日	1,274 円/日	127 円
保育・教育等移行支援加算	退所前に、移行先への助言援助や関係機関との移行に向けた協議等の取り組みを		500/回	5,180 円/回	518 円

	行った場合に算定 2回を限度			
	退所後に、居宅・保育所等を訪問して相談援助を行った場合に算定 1回を限度	500/回	5,180 円/回	518 円
自立サポート加算	高校2年生・3年生について、学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合に算定 月2回を限度	100/回	1,036 円/回	
利用者負担上限額 管理加算	利用者の負担額合計額の管理を行った場合に算定	150/月	1,554 円/月	
福祉専門職員配置 等加算（Ⅰ）	常勤の児童指導等のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は公認心理士の資格保有者が35%以上雇用されている場合に算定	15/日	155 円/日	
福祉専門職員配置 等加算（Ⅱ）	常勤の児童指導等のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は公認心理士の資格保有者が25%以上雇用されている場合に算定	10/日	103 円/日	
福祉専門職員配置 等加算（Ⅲ）	児童指導員、保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上雇用されている場合に算定	6/日	62 円/日	
欠席時対応加算	急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に算定（月4回まで）	94/回	973 円/回	
送迎加算	居宅等と事業所等との間の送迎を行った場合に算定	54/回	559 円/回	
福祉・介護職員等 処遇改善加算（Ⅰ）	福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）に加え、経験技能のある福祉、介護職員を事業所内で一定割合以上配置している場合に算定	児童発達支援 所定単位の13.1%を加算 放課後等デイサービス 所定単位の13.4%を加算		
福祉・介護職員等 処遇改善加算（Ⅱ）	福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）に加え、改善後の賃金年額440万以上が1人以上、職場環境の更なる改善、見える化を行う場合	児童発達支援 所定単位の12.8%を加算 放課後等デイサービス 所定単位の13.1%を加算		
福祉・介護職員等 処遇改善加算（Ⅲ）	福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）に加え、資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備を行う場合	児童発達支援 所定単位の11.8%を加算 放課後等デイサービス 所定単位の12.1%を加算		
福祉・介護職員等 処遇改善加算（Ⅳ）	福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）の1/2以上を月額賃金で配分、職場環境の改善（職場環境等要件）、賃金体系等の整備及び研修の実施等を行う場合	児童発達支援 所定単位の9.6%を加算 放課後等デイサービス 所定単位の9.8%を加算		

(2) 利用者自己負担のサービスについて

内 容	料 金
昼食代（希望により昼食を提供します）	6 5 0 円 / 1 回
おやつ代（希望によりおやつを提供します）	1 0 0 円 / 1 回
創作活動に係る費用（希望により創作活動（工作活動、調理活動等）の提供をします）	実費
行事費（希望により行事（食事代、入場料等）の提供をします）	実費
交通費（通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所の送迎サービスを利用される場合は送迎にかかる交通費を頂きます）	通常の実施地域を超えた地点か 1 kmにつき 2 0 円
キャンセル料（欠席の場合、昼食を注文している方は前々日 17:30 までにキャンセルの申し出がない場合に頂きます）	6 5 0 円（昼食代分）

(3) 欠席時の対応について

急病等により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡をいただいた場合について、電話等により利用児童の状況を確認し、次回の利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、月に4回を限度として欠席時対応加算を算定させていただきます。

7 支払い方法

上記利用料金の支払いは、サービスを利用した月の翌月20日頃までに請求しますので、請求月の27日頃までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

- ① 現金支払い
- ② 指定口座からの自動振替
- ③ 事業者指定口座への振り込み
武蔵野銀行 本店 普通預金 1 2 7 8 6 9 2
社会福祉法人ハッピーネット 理事長 伏見広一

8 利用児童の記録及び情報の管理等

- ① 事業者は法令に基づいて、利用児童の記録及び情報を適切に管理し、利用児童の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを提供した日から5年間保管します。閲覧希望の際にはお申出ください。
- ② 利用児童の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。また、サービス提供を行う上で必要となる場合には、予め別紙のとおり同意書を取り交わした範囲内で情報を提供します。

9 ご利用に際し留意していただきたい事項

設備・器具の利用	設備・器具等のご利用に際し、利用児童の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	保護者及び利用児童の思想、信仰は自由ですが、他者に対する布教活動・政治活動・営利活動等のご遠慮ください。
金銭・貴重品の管理	日中の活動及び訓練時間帯において、利用児童の金銭及び貴重品の管理は致しません。紛失等されてもその責任は負いません。
個人的な外出	サービス利用中の個人的な外出は認めていません。尚、その際の事故等については、園としては責任は負いません。
医療処置	医師が常時配置する体制がない為、原則として軽微な応急処置以外の治療行為等は対応できません。
金品の授受	他の利用児童や職員への金品の授受はトラブルの原因となりますので自粛してください。
迷惑行為等	他の利用児童の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、許可なく事務所へは立ち入らないようにしてください。
感染対策	感染症などにより、他の利用児童や職員に影響を及ぼす可能性がある場合は、利用の制限をさせて頂く場合があります。
利用中止	長期間当事業所を利用する事が困難な場合は家族、本人と相談の上、利用を中止して頂く事があります。再利用の際は利用の調整をさせて頂きますが、調整が出来ない場合がありますのでご了承ください。

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用児童に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者や医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【主治医】

医 療 機 関 名 称	
主 治 医 氏 名	
所 在 地	
電 話 番 号	
診 療 科	

【緊急連絡先】

氏 名		続 柄	
住 所			
連 絡 先			

1 1 協力医療機関

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用児童の病状の急変等に備えています。

医 療 機 関 名 称	しんまちクリニック
医 院 長 名	金指 桂子
所 在 地	埼玉県鶴ヶ島市新町2丁目23-23
電 話 番 号	049-271-6154
診 療 科	内科・消化器内科・糖尿病内科・小児科

医 療 機 関 名 称	愛和病院
医 院 長 名	上里 忠司
所 在 地	埼玉県川越市古谷上983-1
電 話 番 号	049-235-8811
診 療 科	小児科・皮膚科・形成外科・産婦人科

1 2 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「非常災害対応マニュアル」に従って対応します。
防火管理責任者	田中 麻由子
避難訓練	利用者も参加の上、年2回実施します。
防災設備	火災報知器 誘導灯 スプリンクラー 消火器

1 3 研修

事業者は、適切なサービスが提供できるよう事業者の業務体制を整備するとともに、資質向上を図るために研修の機会を次のとおり実施しています。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

1 4 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 吉田 将史
-------------	-----------

- ② 成年後見制度の利用支援をしています。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 虐待防止委員会の年1回以上の開催をしています。

1 5 事故発生時の対応方法について

利用児童に対するサービスの提供中に事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用児童の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用児童に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおい損害保険株式会社
保険名	社会福祉施設総合保険
保障の概要	対人・対物 1名1億／1事故10億円

1 6 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児通所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

（1）採用時研修 採用後1ヶ月以内

（2）継続研修 年1回以上

（3）訓練の実施 年1回以上

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 7 衛生管理等

感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとします。

（1）感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の設置

委員会の開催 3ヶ月に1回以上

（2）感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

（3）感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 6ヶ月に1回以上

訓練の実施 6ヶ月に1回以上

1 8 相談・苦情窓口

（1）当事業所の相談・苦情窓口

担 当 者	【苦情受付担当者】管理者 吉田 将史 【苦情解決責任者】障がい児童事業部 埼玉障がい児童グループマネージャー・佐々木 崇人
連 絡 先	電話 049-298-7170
受 付 時 間	事業所の営業時間と同じ
第 三 者 委 員	特別養護老人ホームひかわ施設長・仁木 甲之 旧民生委員・久保木 央

(2) 当事業所以外の相談・苦情窓口

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受付けています。

市 町 村	担 当 部 署	川越市役所 療育支援課
	所 在 地	川越市元町1丁目3番地1
	連 絡 先	049-224-6247
	受 付 時 間	月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分

また、埼玉県運営適正化委員会においても苦情対応を行っています。

名 称	埼玉県社会福祉協議会 運営適正化委員会
所 在 地	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階
連 絡 先	048-822-1243
受 付 時 間	月～金曜日 9時～16時